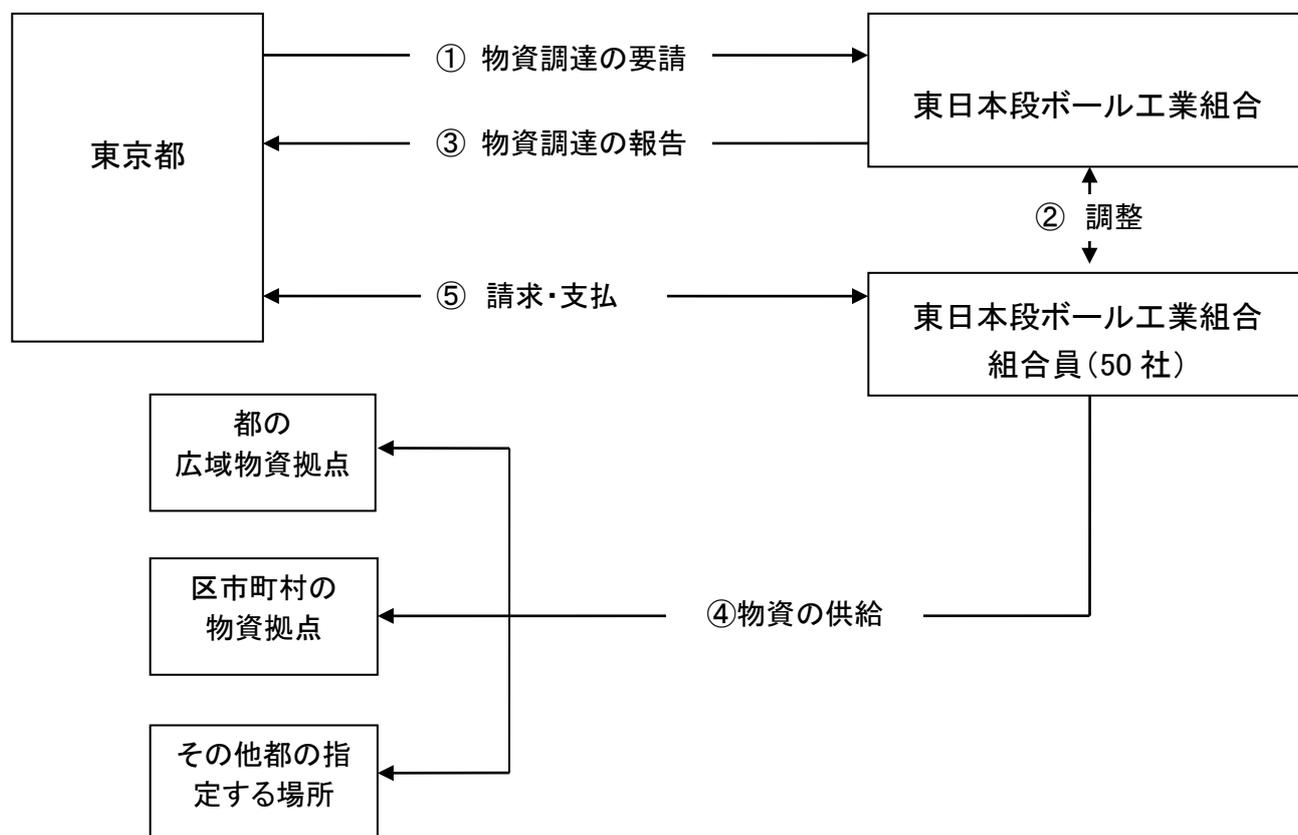


協定による調達支援協力のフローについて



- ①都は、東日本段ボール工業組合に物資の調達を要請します。
- ②東日本段ボール工業組合は、組合員に要請内容を伝え、調達先の調整を行います。
- ③東日本段ボール工業組合が調整結果を、都に報告します。
- ④組合員は、依頼に基づき物資を調達し、指定場所へ配送します。
- ⑤業務終了後組合員は都に調達に要した経費を請求する。